

平成29年西尾市監査委員公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく西尾市職員措置請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成29年 5月12日

西尾市監査委員 角 谷 孝 二
西尾市監査委員 颯 田 栄 作

第1 請求文

1 措置請求書

西尾市職員措置請求書

平成29年 3月16日

西尾市監査委員 角 谷 孝 二 殿
同 颯 田 栄 作 殿

請求の要旨

西尾市長から、平成28年5月26日支払われた、弁護士(略)に対する法律事務手数料432万円(消費税込)について、西尾市長●●●●に対して、前記金額のうち216万円を、同弁護士から西尾市への返還を求めるよう、また、それをしないとき、または、できないときは、同市長が自ら西尾市に対して同金額の支払いをするよう措置することを請求する。

請求の理由

1. 市長は、平成28年5月11日、東京都(略)区所在の(略)法律事務所に所属する弁護士(略)に対し、西尾市のPFIの事業契約に関する「セカンドオピニオン業務に係る法律事務」を委任し、その手数料として、金400万円を支払うとの契約を、同弁護士との間で締結した。
2. その手数料の金額は、時間制で見積もられた同弁護士作成の見積書に基づいて算定されているが、東京から西尾市への出張3回(各6時間-4時間の間違いか?)に24時間、議会説明3回(各6時間)に18時間、市執行部打ち合わせ及びその他関連法律相談に20時間、事業契約書の検討50時間の合計112時間とされ、出張旅費の実費70,920円を加えて400万円が算出されている。
3. この見積書によると、ディスカウント後の金額でも、1時間あたり3万5,000円の手数料が支払われることになっており、業務の内容によって単価に違いがないので、ただ電車に乗っているだけでも高額の手数料が支払われることになり、法律事務手数料の金額としては、高額に過ぎる。
4. また、議会での説明でも、同弁護士は、「まだ契約書を読んでいない」とか、「その部分は、検討していない」などと述べ、十分に説明ができなかったし、同年5月30日に提出された「意見書」は、到底、50時間もかけて事業契約書を精査、検討して作成されたとは思えない、また、募集の際に添付されていた契約書よりも、さらに業者のリスク負担を軽減した内容の事業契約書に対して、市にとって、全く問題なしとする、およそ、セカンドオピニオンなどとはいえない、極めてお粗末なものであった。
5. この意見書の内容、議会などでの同弁護士の説明のなどから判断すると、要した時間は、「出張3回」を除いては、全て見積もりの半分以下と思われ、「事業契約書の検討」

などは、せいぜい3分の1程度しかかけられていない。

6. したがって、同弁護士の手数料は、実際にかかったであろう所要時間から計算すると、時間当たり7万円にも及びことになる。そうでなくても、契約から19日後に意見書が提出されていることからすると、見積書の「112時間」という数字は、その間、毎日8時間近くを、西尾市のPFI契約のために割かなければならない計算となるが、通常、そんなことはあり得ない。
7. すなわち、同弁護士が取得した手数料（2週間で400万円）は、あまりにも法外であり（当市の市長の給料の8倍）、その手数料への公金の支出により、市民は、損害を被ったこととなる。
8. 市長は、同弁護士に対して、この法外な手数料の返還を、少なくとも2分の1は請求すべきであり、そうしないなら、市長個人が、自ら負担すべきである。

以上のとおり、地方自治法第242条第1項に基づき、事実証明書を付して監査委員に対し、本請求をする。

請求者

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●
職 業 ●●●●
氏 名 ● ● ● ●

2 事実証明書

- ・資料 1 支出命令書（A弁護士に対する弁護士業務委託料432万円）
- ・資料 2 見積書（官民連携手法（西尾市方式）による公共施設再配置第1次プロジェクト（以下「西尾市PFI事業」という。）に係る事業者との事業契約締結手続に対するセカンド・オピニオン業務（以下「セカンド・オピニオン業務」という。）の件）
- ・資料 3 法律事務委任契約書（西尾市長とA弁護士とのセカンド・オピニオン業務に係る契約書）
- ・資料 4 新たな官民連携手法（西尾市方式）による公共施設再配置第1次プロジェクト 特定事業仮契約書の件（A弁護士の意見書）
- ・資料 5 事業契約書（案）（西尾市PFI事業）
- ・資料 6 特定事業仮契約書（西尾市PFI事業）

（注1）請求の要旨等を職員措置請求書から原文のまま転記しています。

（注2）添付書類については省略しました。

第2 監査の結果

前記の監査請求について監査した結果を別紙のとおり請求人に通知した。

西 監 第 1 5 7 号
平成 2 9 年 5 月 1 2 日

請求人 ● ● ● ● 様

西尾市監査委員 角 谷 孝 二
西尾市監査委員 颯 田 栄 作

西尾市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

平成 29 年 3 月 16 日付けをもって提出のあった地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく西尾市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、監査結果は下記のとおりであるので、同条第 4 項の規定により通知する。

記

第 1 請求の要旨

1 主張する事実及び違法又は不当とする理由

市長は、平成 28 年 5 月 11 日、東京都（略）区所在の（略）法律事務所に所属する弁護士（略）（以下「A 弁護士」という。）に対し、西尾市の P F I 事業契約に関する「セカンド・オピニオン業務に係る法律事務」を委任し、その手数料として、金 400 万円を支払うとの契約を、同弁護士との間で締結した（以下「本件契約」という。）。

その手数料の金額は、時間制で見積もられた同弁護士作成の見積書に基づいて算定されており、合計 112 時間とされ、出張旅費の実費を加えて 400 万円が算出されている。

この見積書によると、ディスカウント後の金額でも、1 時間あたり 3 万 5 千円の手数料が支払われることになっており、ただ電車に乗っているだけでも高額の手数料が支払われることになり、法律事務手数料の金額としては、高額に過ぎる。

2 求める措置

市長から平成 28 年 5 月 26 日支払われた、A 弁護士に対する法律事務手数料 432 万円（消費税込）について、西尾市長●●●●に対して、前記金額のうち 216 万円を、同弁護士から西尾市への返還を求めるよう、また、それをしないとき、または、できないときは、同市長が自ら西尾市に対して同金額の支払いをするよう措置することを請求する。

3 提出された事実証明書

- ・資料 1 支出命令書（A 弁護士に対する弁護士業務委託料 432 万円）
- ・資料 2 見積書（官民連携手法（西尾市方式）による公共施設再配置第 1 次プロジェクト（以下「西尾市 P F I 事業」という。）に係る事業者との事業契約締結手続に対するセカンド・オピニオン業務（以下「セカンド・オピニオン業務」という。）の件）

- ・資料 3 法律事務委任契約書（西尾市長とA弁護士とのセカンド・オピニオン業務に係る契約書）
- ・資料 4 新たな官民連携手法（西尾市方式）による公共施設再配置第1次プロジェクト 特定事業仮契約書の件（A弁護士の意見書）
- ・資料 5 事業契約書（案）（西尾市PFI事業）
- ・資料 6 特定事業仮契約書（西尾市PFI事業）

第2 請求の受理

本件請求は、平成29年3月16日付けで提出された。要件審査の結果、本件請求は法第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認められたので、同年同月27日付けで受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成29年4月12日に西尾市役所監査委員事務局事務室において請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

2 監査対象事項

本件契約の違法・不当性

3 監査対象部課

本件契約の事務を所管する資産経営戦略局資産経営戦略課を監査対象部課とした。

4 関係職員の調査

平成29年4月26日に西尾市役所5階52会議室において、資産経営戦略局長、経営企画担当主幹、経営推進担当主幹、主査及び主事から本件契約及びこれに関する支出の妥当性について事情聴取した。

5 関係書類の調査

監査対象部課に対し関係書類の提出を求め調査を実施した。

第4 本件契約に至る経緯

本件契約について、その契約に至る経緯を次のとおり確認した。

1 本件契約の必要性

西尾市は、平成23年の西尾市と旧幡豆郡3町の合併を機に、将来的な人口規模および財政規模にふさわしい公共施設再配置の推進や公共施設に押し寄せる「高齢化」の波に対応するなどの理由により、公共施設の統合と適正配置に取り組んでいる。

公共施設の在り方を持続可能な経営のリスクマネジメントの考えに基づき、市が保有する公共施設を調査・検討した上で、次世代の負担を軽減し、公共施設を適切に引き継ぐため西尾市公共施設再配置計画及び実施計画を策定し、公共施設再配置事業を推進している。

なお、民間企業の経営手法や意見をできる限り取り入れていくことができるよう、事

業の手法としては、官民連携手法の1つであるPFI方式を活用し、公共施設再配置に取り組むものである。

西尾市PFI事業として進める新たな官民連携手法（西尾市方式）による公共施設再配置第1次プロジェクトの概要は、契約締結日から5年以内にプロジェクト対象施設の新設（建替）、改修、解体などを行い、随時、施設の運営、維持管理を行うもので、具体的な施設数は新設（建替）が5施設、改修が12施設、解体が14施設、包括マネジメント業務（法定点検等の維持管理業務の一括発注）対象施設が160施設となっている。契約期間は30年間であるが、新設施設に係る修繕・備品更新業務、改修施設に係る運営・維持管理、包括マネジメント業務の3つの業務は契約期間が15年間となっている。また、契約金額は19,879,454,000円（税抜き）で、PFI手法導入による財政負担の削減額は、1,799,439,000円と試算されている。

いずれにしても、公共施設再配置の対象となる施設数、金額及び計画期間ともに今まで西尾市が経験したことのない大規模な事業であり、手法としても西尾市としては、はじめて採用するPFI方式による事業である。さらに、新規に採用するPFI方式に加え、そのスキームにおいて特別目的会社は、地域の運営企業（サービスプロバイダ）を中心に構成することで、特別目的会社に建設業務のリスクを負わせないことや、エリアマネジメントによる一括・性能発注方式であることが西尾市固有の特徴であり、他に事例のないPFI事業のスキームとなっていることなどの特殊性がある。

一方、セカンド・オピニオン業務などのアドバイザー業務は、内閣府が示したガイドラインや国土交通省が示した手引などにより、次のとおりその重要性が認識されている。

「PFI事業の検討に当たっては、金融、法務、技術等の専門知識やノウハウを必要とすることから、公共施設等の管理者等が外部のコンサルタント又はアドバイザーを活用することも有効である。」

（内閣府 PFI事業実施プロセスに関するガイドライン1-1（7）より抜粋）

PFIの目的は、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供することであり、PFI事業の検討に際しては、これらPFIの趣旨に則り、民間事業者にとって十分なインセンティブと積極的かつ良質な提案を誘導する事業体系の構築を目指していく必要がある。このためには、PFIの性格や仕組みに精通するとともに、民間の同種事業や事業経営、資金調達等に関する知見等の専門知識を有する者を活用し、国がPFI事業の体系を検討・構築する上で必要となる情報や資料の収集・整理、更には専門的見地からの助言等を得て検討を行うことが重要である。

（国土交通省 官庁施設のPFI事業手続き標準より抜粋）

以上のとおり、事業の特殊性、そのアドバイザー業務の必要性や、さらには、はじめてのPFI事業であるがゆえに不安の声も強く、特定事業契約の締結については慎重に進めるべきとの意見から、セカンド・オピニオン業務の発注をしたものである。

2 契約の内容

本件契約は、西尾市が公共施設の再配置事業として進めている西尾市PFI事業にかかる市と事業者との事業契約締結手続に対するセカンド・オピニオン業務を委任する契約である。

セカンド・オピニオン業務は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に定められた手続を経て決定した優先交渉権者と取り交わす契約書について、市が作成した「事業契約書（案）」の総合的なリーガルチェックを行い、適切な事業契約

書となるよう専門的な助言及び説明を行うこと」が本件契約の業務内容であると特記仕様書に記されている。

本件契約は西尾市長（甲）とA弁護士（乙）との間で、上記業務を内容とする1者のみを特定した特命随意契約により行われており、契約金額は委任手数料として400万円及びそれに賦課される消費税との合計432万円で見積書どおりの金額により総価契約している。

なお、委任手数料及び契約期間については、契約書に次のとおり記載されている。

第2条 委任手数料

1 甲は、乙に対し、第1条所定の法律事務の遂行の対価として、金四百萬円及びそれに賦課される消費税相当額（「委任手数料」）を支払うものとする。但し、本件事業の事案の性質、甲の追加要請その他の事情等により乙の本件業務に係る法律事務が当初の想定よりも増加したと乙が合理的に判断する場合にこれを甲が認めたときには、甲乙協議の上、委任手数料は増額されるものとする。

2 前項に基づく委任手数料の支払いは、乙の作成する請求書に基づき、本契約の締結後速やかに次の口座宛電信振込することによりなされるものとする。

(3項及び4項略)

第3条 契約期間

本契約は、本契約の締結日を始期とし、本件事業に係る事業契約の本契約の成立日若しくは本件事業の中止その他本件事業に係る本契約の成立が見込めないと甲乙間で確認された日又は甲乙間で別途合意された日を終期とする期間を契約期間とし、当事者を法的に拘束する。

3 契約に係る見積書

本件契約に係る見積書の内訳は、大きく分けると弁護士報酬、実費、源泉徴収税及び消費税に区分されている。

弁護士報酬の合計は400万円となっており、これに係る消費税は32万円である。弁護士報酬は、時間制いわゆるタイムチャージで積算され、セカンド・オピニオン業務に要する時間として112時間、その内訳は、出張（東京から西尾市往復時間含む）3回で24時間、議会説明3回で18時間、市執行部打ち合わせ及びその他関連法律相談で20時間、事業契約書の検討で50時間というものである。

第5 監査の結果

監査対象事項について監査した結果は、次のとおりである。

1 特命随意契約の妥当性

A弁護士との随意契約は地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の2第1項第2号に該当し、特命随意契約を排除するものではない。その理由は次のとおりである。

(1) 随意契約締結に係る法的根拠について

法第234条第1項は「売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とし、同条第2項は「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するとき

に限り、これによることができる。」と随意契約ができる場合を限定している。この限られた条件の中のひとつに「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」については、令第167条の2第1項第2号において随意契約によることができると規定されている。

また、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」の解釈を示した判例では、「個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該地方公共団体の合理的な裁量判断により決定されるものと解するのが相当である。」との解釈が示されている。(昭和62年3月20日最高裁第二小法廷判決)

そこで、監査対象部課の関係諸帳簿を確認したところ、本件契約締結に係る起案書においては、「競争入札にはかかる時間がないこと及び西尾市PFI事業が、日本初的方式を採用しており、専門的な知識が必要である」などの理由からA弁護士のみを特定した特命随意契約として平成28年5月11日付けで契約を締結していた事実を確認した。

(2) A弁護士を選定した経緯について

A弁護士を選定した経緯について、関係職員事情聴取により確認した内容は次のとおりである。

西尾市PFI事業に係る事業契約書(案)は、市とアドバイザー契約を締結している株式会社(略)(以下「PFIアドバイザー」という。)の支援を受け作成したものである。

その内容の確認は、PFIアドバイザーが法律事務を委任しているファースト弁護士が確認しているところであるが、西尾市PFI事業契約が高額であり、かつ長期にわたるなど契約が将来に及ぼす影響等の重要性に鑑み、当事者では気づくことのできない契約書に潜む法律・法令に係るリスク及びPFI事業特有のリスク等を排除し、市側に著しく不利にならないよう、当事者から独立した立場の専門家から客観的かつ中立的な意見を得るために事業契約書(案)のセカンド・オピニオン業務の発注を決定していた。

セカンド・オピニオン業務を発注する弁護士の選定にあたっては、はじめてのPFI事業であるが故に全くあてのない中での選定であったが、PFI方式という事業の特殊性等を重視し、PFI事業に対する法律・法令に基づく後方支援(以下「リーガルアドバイザー」という。)の実績(以下「PFI経験値」という。)と信頼性に重点を置き、セカンド・オピニオン業務の発注先を選定したことを確認した。

その具体的な選定方法は、高いPFI経験値及び西尾市PFI事業に対する理解及び習熟度がある弁護士を探すことが絶対条件であったため、選定条件を設定するにあたっては、日本PFI・PPP協会が公表している各自治体のPFI事業の実績を参考に、担当者間での情報交換が比較的行きやすい近隣市町であれば、その業務実績などを直接確認でき信頼性を確保することができるであろうとの考えから西三河地区の事業を対象に調査したことを確認した。

その結果、対象となった事業は9事業5つの法律事務所が候補にあがったが、費用面を考慮し、いわゆる日本における四大法律事務所を除き選定した結果、3つの法律事務所に絞られた。

そこでさらに、最も重視しているPFI経験値という観点から調査したところ、選定した3つの法律事務所の中の一つである(略)法律事務所は、PFI事業において、官と民の双方のリーガルアドバイザーの実績がある事務所として業界では有名であること及びそこに所属するA弁護士は日本では有数のPFI経験値を有している実情を知った。

これらの情報を踏まえ、A弁護士のPFI経験値について確証を得るためプロフィールを入手するとともに、A弁護士に直接接触することで西尾市PFI事業に対する

理解及び習熟度を確認し、最も信頼性が確保できる弁護士であるとの確証のもと、西尾市PFI事業のセカンド・オピニオン業務を託すことができるのは、A弁護士しかないとの判断から、本件契約に至った経緯を確認した。

(3) A弁護士の専門性について

A弁護士のプロフィールにより、A弁護士が他自治体のPFI事業におけるアドバイザリー業務を請け負っており、数多くのPFI事業に関与していることを確認した。

その実績は、発注者側（国、地方公共団体等）だけでも70事業以上の実績があり、日本PFI・PPP協会により公表されている全国のPFI事業の数が約670事業（平成29年4月現在）であることから考えても、全国的にもかなり実績のある弁護士であることを確認した。

また、愛知県との関わりも深く、豊田市や岡崎市のPFI事業にも関わり、愛知県内の事情に精通した弁護士であることも確認した。

(4) 特命随意契約の妥当性の判断

判例を参考に以上の諸般の事情を考慮して、特命随意契約を締結した理由の是非について考えると、西尾市PFI事業が市にとって今までに経験したことのない事業規模であることや、初のPFI方式による事業であること、さらにPFI方式が西尾市固有のスキームであることから考えると、事業契約書（案）のリーガルチェックにおいては、PFI事業に精通した知識と相当の専門性及び経験が必要であると判断できる。これらの知識と経験を持ち合わせたA弁護士について、信用、経験等を含めた他自治体との契約履行状況などを総合的に勘案した上で、令第167条の2第1項第2号による特命随意契約が行われたことは、合理的な裁量判断により決定されたものと解することができる。と判断できる。

2 セカンド・オピニオン業務の実績

業務実績の確認のため関係諸帳簿の提出を求め、A弁護士のセカンド・オピニオン業務実績を確認し、適正に業務が行われたものと判断した。その理由は次のとおりである。

(1) 事業契約書（案）に対する助言実績

セカンド・オピニオン業務の中心とも言える事業契約書（案）に対する総合的なリーガルチェックの実績を確認するために、A弁護士が法的見地から事業契約書（案）に対し助言又は提案をした経過がわかる資料により、A弁護士の業務実績を確認した。

その具体的な業務実績は、もともとあった条文の解釈の説明や特別目的会社との契約交渉過程で相手側から提案された契約書の追加条文について、法的見地から指摘した経過などであり、A弁護士が総合的なリーガルチェックを実施した実績を確認した。

また、A弁護士による客観的立場での専門家からの助言というかたちで業務が遂行された結果、最終的な事業仮契約書（案）の完成に至った経緯を確認した。

(2) 意見書の提出

セカンド・オピニオン業務の実績のひとつにA弁護士が作成した意見書がある。

これは平成28年5月30日付けで「新たな官民連携手法（西尾市方式）による公共施設再配置第1次プロジェクト 特定事業仮契約書の件」と題された、検討書類、検討方法などを記載した結果を意見書としてまとめ提出したものであり、事業仮契約書（案）に対し次のとおり意見が表明されている。

「事業仮契約」の各当事者から独立した立場に置ける恣意性を排除した客観的且つ中立的な視点からすれば、国土交通省所管事業へのPFI活用に関する発注者向参考書（平成21年3月26日改訂）に掲げられたPFI事業における事業契約書例、民間資金等活用事業推進委員会（平成22年3月30日）策定のPFI標準契約その他行政機関が公表しているモデル契約の各条項並びに他の市町村のPFI事業に係る特定事業契約の各条項との比較や西尾市の定める従来型の建設工事請負契約約款の各条項等との比較において、「本件事業」の特有の方式その他特段の事業を踏まえると、「事業仮契約」は、その締結を妨げるべき異議を具申しなければならない特段の不合理な点はなく、西尾市にとって本件事業の目的を損なう著しく不利な条項等は認められないと史料する。

また、意見書では、意見表明とは別に、市議会議員から契約書に対する疑問を平成28年5月17日に開催したセカンド・オピニオン弁護士による説明会において吸い上げ、その1つ1つに対し丁寧に不安が解消されるよう、意見書の中で契約書上問題がない旨をしっかりと説明していることを確認した。

（3）事業仮契約書（案）に対する説明実績

契約期間は、契約の成立日までが契約期間（契約書第3条）となっている。報告書の提出後は、検討及び助言の結果できあがった事業仮契約書（案）が市にとって著しく不利な条項等がないことを記者会見や議会等を通じ説明する業務が残されている。

そこでA弁護士のセカンド・オピニオン業務に係る公の場での説明実績を確認したところ、その実績は、下記の説明会、記者会見及び議会での計6回の説明があった。その内容について記者会見を除く、セカンド・オピニオン弁護士による説明会と市議会への説明については議事録によりその状況と実績を確認した。

議事録では、市議会議員に対し、それぞれの質問に、逐一説明をするA弁護士の様子を確認することができたとともに、A弁護士が事業仮契約書（案）に対する説明責任を果たした証を確認した。

- ・平成28年5月17日
PFI事業による公共施設再配置第1次プロジェクトのセカンド・オピニオン弁護士による説明会
- ・平成28年5月30日
仮契約締結に伴う記者会見（2回）
- ・平成28年6月7日
市議会全員協議会
- ・平成28年6月17日
市議会企画総務委員会参考人招致
- ・平成28年6月27日
市議会6月定例会本会議参考人招致

3 契約金額の妥当性

契約金額について、セカンド・オピニオン業務が対象とする事業規模、事業の特殊性、困難性などから考えると違法・不当に高額であるとまでは言えない。その理由は次のとおりである。

（1）弁護士が遵守しなければならない諸規定について

弁護士会及び日本弁護士連合会は弁護士法により規定された法人である。弁護士会

は、地方裁判所の管轄区域ごとに設立された法人であり、日本弁護士連合会は、全国の弁護士会により設立された弁護士会の上部組織となる法人である。

すべての弁護士は弁護士会を経て、日本弁護士連合会に備えられた弁護士名簿に登録されており、弁護士が遵守しなければならないさまざまな諸規定が、弁護士会の会則として定められているため、すべての弁護士はこれを遵守しなければならない。(弁護士法第33条第1項及び同条第2項)

(2) 報酬に関する規程について

弁護士が遵守しなければならない弁護士会の会則において、現在は廃止されているが、かつては「弁護士の報酬に関する標準を示す規定」(以下「標準規定」という。)を定めなければいけないことになっていたため、各弁護士会で弁護士費用の標準規定が定められ、報酬に関する一定の基準が存在していた。

また、日本弁護士連合会は、弁護士会が標準規定を作成するために、報酬等基準規程(以下「旧基準」という。)を定めていたが(日本弁護士連合会 会規第38号)、独占禁止法との兼ね合いから、それまで報酬額の基準とされてきた各弁護士会の標準規定が廃止されることとなったことに伴い、旧基準も廃止され、弁護士報酬は実質的に自由化された。

そのため現在は法律事務所ごとに報酬規定が作成されており、かつてあった旧基準はあくまでも、法律事務所が報酬規定を作成する際の参考と位置づけられるようになっていることを確認した。

また、標準規定はなくなったが、各弁護士が設定した報酬については、日本弁護士連合会の会規である弁護士の報酬に関する規程 第3条第1項により「弁護士は、弁護士等の報酬に関する基準を作成し、事務所に備え置かなければならない。」ことになっており、同条第2項において、「基準には、報酬の種類、金額、算定方法、支払時期その他弁護士等の報酬を算定するために必要な事項を明示しなければならない」ことになっている。

(3) 事務所に備え置かれている報酬基準表について

弁護士の報酬に関する規程 第3条第1項に係る報酬基準について、(略)法律事務所より、タイムチャージによる弁護士報酬基準表(1時間あたり 消費税別)を取り寄せ確認した。

取り寄せた報酬基準表には所属する12名の弁護士ごとに報酬基準額が示されており、西尾市が委任契約を締結したA弁護士は、1時間あたり5万円がその単価であることを確認した。

なお、6名いるパートナー(マネジメント層の弁護士)のうち5名はA弁護士と同水準の報酬基準額であった。

(4) 旧基準における時間制の取扱いについて

弁護士報酬の種類を区分し、各区分における報酬基準の定め方を規定していた旧基準では、第2条において「弁護士会は、この規程を基準とし、所在地域における経済事情その他の地域の特性を考慮して、弁護士の報酬に関する標準を示す規定を適正妥当に定めなければならない。」とし、さらに規程の中で「時間制」いわゆるタイムチャージについては、次のとおり取扱うよう規定していた。

第 39 条 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第 2 章ないし第 4 章及び第 7 章の規定によらないで、1 時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる。

2 前項の単価は、1 時間ごとに 1 万円以上とする。

3 弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮する。

4 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

前述のとおり日本弁護士連合会は、平成 16 年に旧基準を廃止したが、弁護士報酬の判断基準がなくなったことへの対処として一般的な事件の弁護士報酬の目安を知ってもらうために、全国の弁護士を対象に弁護士報酬アンケート調査を実施し、その調査結果を公表している。

「特殊専門的分野のタイムチャージ（1 時間当たりの金額：顧問契約がない場合）」の調査結果は、次のとおりである。（アンケート結果に基づく中小企業のための弁護士報酬の目安 2009 年度アンケート結果版より）

1	5 千円	(5.1%)
2	1 万円	(5.1%)
3	2 万円	(21.8%)
4	3 万円	(23.1%)
5	4 万円	(23.1%)
6	5 万円	(11.5%)
7	その他	(9.0%)

(5) 地方自治法及び地方財政法における基本原則

法第 2 条第 14 項は、「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と、法第 138 条の 2 は「自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」と、地方公共団体がその事務を処理するに当たって準拠すべき基本原則が定められている。

したがって、地方自治が住民の責任とその負担によって運営されるものである以上、その事務は常に能率的かつ効率的に処理されなければならない。「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことは地方公共団体に課された当然の義務と言える。

またさらに、地方財政法第 4 条第 1 項に「その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と予算執行における基本原則が規定されているように、その支出はあくまでその行政目的を達成するための支出について、最少の経費であることが要求されるものであり、その基準は個々の経費について個々具体的に判断する必要がある。

これら法第 2 条第 14 項、第 138 条の 2、地方財政法第 4 条第 1 項の規定については、裁判例においても、「いずれも地方公共団体の財政の健全化を確保する趣旨によるものと考えられるところ、法第 2 条第 16 項、第 17 項の法意に照らすと、単に会計事務担当職員に対して訓示的に事務の在り方を示すにとどまるのではなく、地方公共団体にとって不必要あるいは過大な経費負担をもたらす契約が締結された場合には、当該契約締結行為が違法と評価されることがあり得るといふべきである。もっとも、いかなる契約が不必要であるのか、あるいは過大な経費負担をもたらすかは、第一次的には、当該地方公共団体が、意図した行政目的実現の見地から、当該契約の目的、

性質、給付内容、締結に至った経緯等を総合的に考慮して判断すべきものであるから、違法であると評価するためには、その裁量権の範囲を逸脱し、あるいはこれを濫用したと認められる場合に限られるというべきである。」(平成 18 年 1 月 26 日名古屋地方裁判所判決) と判示されているように「必要且つ最少の限度」は個々の経費についてその目的、性質、経緯等を総合的に考慮して判断する必要がある、その判断に裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものと認められる場合には、当該経費の支出は違法であると言わざるを得ない。

(6) 契約金額の妥当性の判断

以上のことから、「必要且つ最少の限度」の判断は、市が意図した行政目的実現の見地から、上記の状況等を総合的に考慮して判断する必要がある、市がA弁護士と特命随意契約を締結した理由と同様に、西尾市PFI事業の諸事情を考慮し契約金額を考察する必要がある。

本件契約の弁護士費用1時間あたりの報酬単価は約3万6千円であるが、これを日本弁護士連合会が行ったアンケート調査結果と照らし考察してみると、アンケート結果において、顧問契約がない場合のタイムチャージは1時間あたりの金額として2万円から4万円が中心であることから、約3万6千円の単価は不当に高額とは言えない。しかも前述のとおりセカンド・オピニオン業務の対象事業である西尾市PFI事業の規模、特殊性、困難性などを総合的に考慮し判断すると、上記報酬単価で見積もられた契約金額で契約した判断に裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものと認められない。

したがって、前述「2 セカンド・オピニオン業務の実績」にて、契約書により取り決められた業務内容である「総合的なリーガルチェックと適切な事業契約書となるよう専門的な助言及び説明」の業務をA弁護士が全うした実績を確認することができたことから、契約金額が違法・不当に高額であるとは言えない。

また、積算の中には、(略)法律事務所がある東京都と西尾市との間の移動に要する時間も含め積算されているが、旧基準第39条における時間制の取扱いを参考にすれば、移動に要する時間も積算の対象時間として扱うことは妥当であると判断できる。

4 関係する事務処理について

本件契約に伴う事務処理については、関係諸規定に従い適正に処理されていることを確認した。

第6 監査委員の判断

監査した結果、いずれも適正に事務処理されており違法性及び不当性は認められない。

第7 結 論

以上のことから、請求人の主張には理由がなく、措置する必要は認められないので請求を棄却する。